

令和4年9月28日

保護者 様

サンパウロ日本人学校
校長 植草 貴久男

インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合の対応等について

保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育に対しましてご理解とご協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、本校における新型コロナウイルスの対応については、改定に向けて検討を重ねているところですが、新型コロナウイルス感染症とは別に、インフルエンザ等の感染症が流行することも考えられます。

そこで、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合の対応について、以下のとおりお知らせします。

なお、感染症に罹患した後の登校再開に当たっては、原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校に提出していただくこととなりますが、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）に罹患して出席停止となった場合についてのみ、本校においては下記のとおりとします。

また、学校感染症における出席停止については、別紙【参考】のとおりとなりますので、併せてよろしく願いいたします。

記

1 インフルエンザに係る診断書及び治癒証明書の取扱いについて

インフルエンザと診断された場合、またその後の登校再開に当たっては、医師による診断書及び治癒証明書（または経過報告書）の提出は不要とし、その代替として、保護者が記入する罹患報告書（別紙様式）を学校に提出することとします。

2 インフルエンザの出席停止期間の基準（※ 学校保健安全法施行規則第19条第2項）

次の（1）～（3）を満たしたら、登校が可能です。

- （1）発症（発熱）した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- （2）解熱（37.5℃未満に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日間を経過していること。
- （3）（1）（2）の両方を満たしていること。

※ ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

(別紙)

インフルエンザ罹患報告書

サンパウロ日本人学校 学部 年 番 氏名

発症日：令和 年 月 日

診断日：令和 年 月 日

医療機関名： _____

診断名：インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明

(該当するものに○を付けてください。)

解熱日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)： _____

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、登校が可能です。

① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。

② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日を経過していること。

③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

【発症日からの経過】

インフルエンザについては、法令により解熱の確認が必要なことから、恐れ入りますが毎日検温をしていただき、下表に記入の上、学校に提出してください。

発症後	月 日(曜)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)
0日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
1日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
2日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
3日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
4日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
5日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
6日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
7日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
8日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
9日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C
10日目	月 日()	時 分: . °C	時 分: . °C

※発症した日を0日目とします。

(別紙)

〈記入例〉

インフルエンザ罹患報告書

サンパウロ日本人学校 小学部 〇年 〇〇番 氏名 □□ □□

発症日：令和 4年 11月 5日

診断日：令和 4年 11月 6日

医療機関名：〇〇〇クリニック

診断名：インフルエンザ **A型** ・ B型 ・ 不明

(該当するものに○を付けてください。)

解熱日：令和 4年 11月 7日

令和 4年 11月 11日

保護者氏名(自署)：□□ □□

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日間を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

【事例】

- 11/ 5 (木) 帰宅後、発症
(発症0日目)
 - 11/ 6 (金) 受診して、インフルエンザ
A型と診断(発症1日目)
 - 11/ 7 (土) 解熱(発症2日目)
 - 11/ 9 (月) 解熱後2日目
(発症4日目)
 - 11/10 (火) 発症後5日目
 - 11/11 (水) 登校可
- *保護者が「罹患報告書」を作成し、
登校時に学校へ提出する。

※出席停止期間は、11/6～11/10

【発症日からの経過】

インフルエンザについては、法令により解熱の確認が必要なことから、恐れ入りますが毎日検温をしていただき、下表に記入の上、学校に提出してください。

発症後	月 日(曜日)	測定時刻:体温(午前)	測定時刻:体温(午後)
0日目	11月 5日(木)	7時30分: 37.7℃	19時00分: 38.8℃
1日目	11月 6日(金)	8時30分: 38.6℃	20時00分: 37.8℃
2日目	11月 7日(土)	8時00分: 37.6℃	20時30分: 36.7℃
3日目	11月 8日(日)	7時00分: 36.3℃	18時15分: 36.4℃
4日目	11月 9日(月)	7時00分: 36.2℃	19時00分: 36.3℃
5日目	11月 10日(火)	7時00分: 36.3℃	20時00分: 36.4℃
6日目	11月 11日(水)	6時00分: 36.3℃	時 分: . °
7日目	月 日()	時 分: . °	時 分: . °

登校可

※発症した日を0日目とします。

解熱後2日目
※基準②

発症後5日目
※基準①

出席停止

「インフルエンザ出席停止」早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
Aくん	発症後 1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
Bくん	発症後 2日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
Cさん	発症後 3日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
Dさん	発症後 4日目に 解熱 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Eくん	発症後 5日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延長されていきます。

【参考】学校感染症 出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第19条より）

	病名	出席停止の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児は3日）が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能（B型・C型：出席停止不要）
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

（学校保健安全法施行規則第19条第1項第4号）

第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。